

事項名：多様な畜産・酪農事業推進費補助金

1. 事業実施主体応募書及び事業実施計画の作成・応募

○家畜改良推進事業公募要領

第9 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

別記様式により、「家畜改良推進事業実施主体応募書」他を作成し、必要部数を退出期間内に提出してください。

○家畜改良推進事業実施要領

第7 事業実施手続き

- 11 実施要綱第4の1の事業実施計画は、事業の種類ごと下表に掲げる様式により作成し、事業実施計画（以下「実施計画書」という。）とする。なお、実施計画書は次により作成し、第2の1の（1）のア、（2）のア、（3）のア並びに3の（1）の事業については地方農政局長等、第2の1の（1）のイ、（2）のイ及び（3）のイ、2、3の（2）並びに（3）の事業については生産局長の承認を受けるものとする。ただし、別に生産局長が定める公募要領により選定された者が策定した当該選定時の実施計画書については、実施要綱第4の1の承認を受けたものとみなすことができる。

2. 選定審査

○家畜改良推進事業公募要領

○家畜改良推進事業実施要領

第5 事業実施主体及び事業実施計画の審査

- 1 第2の1の（1）のイ、（2）のイ及び（3）のイ、2、3の（2）並びに（3）の事業の審査は次に掲げるとおりとする。

（1）審査の方法

審査については、応募要件に係るものを、生産局において確認するとともに、申請内容等について審査を実施し、生産局に設置する、多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良推進事業実施主体選定審査委員（以下「審査委員」という。）から成る多様な畜産・酪農推進事業のうち家畜改良推進事業実施主体選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において補助金交付候補者を選定する。審査委員会においては、外部有識者も参画し、申請者から提出された応募書等の内容について書類審査及び必要に応じたヒアリングを行い、それらの評価結果をもとに総合的に優秀と認められる団体を補助金交付候補者として選定するものとする。

審査の経過は通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。なお、提出された応募書等の審査資料は返還しない。

（2）審査の手順

審査は、以下の手順により実施するものとする。

ア 形式審査

提出された応募書類をもとに、生産局において、応募団体が応募要件を満たしているか否かについての形式審査をするものとする。

なお、応募要件を満たしていないものについては、イ以降の審査の対象から除

外するものとする。

イ 審査は、3に掲げる審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募主体からのヒアリング、問い合わせ又は資料の要求を行うことができるものとする。また、必要に応じて、技術的・専門的な知見を有する者からの意見の聴取ができるものとする。

ウ イの結果を踏まえ、補助金交付候補者を決定するものとする。

2 第2の1の(1)のア、(2)のア、(3)のア並びに3の(1)の事業の審査については次のとおりとする。

(1) 審査の方法

応募団体が所在する各地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）において申請書類を確認した後、申請内容等について審査し、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとする。

3 実施要綱第5の生産局長が定める審査の基準は、次のとおりとする。

(1) 事業執行体制の妥当性

・事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制及び管理体制）を有しているか。

(2) 事業執行方法の妥当性

・取組内容、取組手法が明確であるか。

(3) 事業計画等の妥当性

・事業計画等（事業内容、事業費等）が適当であるか、また実施能力を有しているか。

(4) 補助金管理体制の妥当性

・補助金の管理が適正に行われるよう、会計規程の整備及び適正な執行体制を有しているか。

・決算時において、財務状況が健全な団体であるか。

3. 事業実施計画の承認・予算額の割当内示

○家畜改良推進事業実施要綱

第4 事業実施手続

1 事業実施主体は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表の事業実施計画提出先に従って、生産局長又は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

○家畜改良推進事業実施要領

第7 事業実施手続

1 実施要綱第4の1の事業実施計画は、事業の種類ごと下表に掲げる様式により作成し、事業実施計画（以下「実施計画書」という。）とする。なお、実施計画書は次により作成し、第2の1の(1)のア、(2)のア、(3)のア並びに3の(1)の事業については地方農政局長等、第2の1の(1)のイ、(2)のイ及び(3)のイ、2、3の(2)並びに(3)の事業については生産局長の承認を受けるものとする。ただし、別に生産局長が定める公募要領に

より選定された者が策定した当該選定時の実施計画書については、実施要綱第4の1の承認を受けたものとみなすことができる。

○農林水産省執務刷新要領

第2 予算執行事務の適正化

現行予算執行制度、特に支出負担行為制度の厳正適確な運営を期するため、次のとおり措置するものとする。

1 補助金等の割当内示事務の適正化

(1) 補助金等の割当内示

補助金等の割当内示案の起案に当たっては、担当課長は、その割当方針、算定基準、算定方法等につき、必ず事前に、長官、局長の指示又は承認を受けることを励行するものとする。

割当内示案については、原課庶務係（会計担当）において、必ず、既に定められた割当方針、算定基準、算定方法等との照合検討を行うものとする。

割当内示の変更の場合についても以上に準ずるものとする。

4. 交付申請書作成・提出

○家畜改良推進事業費補助金交付要綱

第4 交付の申請書類

規則第2条の規定による申請書の提出は、毎年度、大臣又は地方農政局長等が別に定める日までに行うものとする。

5. 交付決定通知

○家畜改良推進事業費補助金交付要綱

第5 交付決定の通知

大臣又は地方農政局長等は、第3の1の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に補助金交付決定の通知を行うものとする。

6. 事業遂行状況及び実績報告書等の作成・提出

○家畜改良推進事業費補助金交付要綱

第11 実績報告書の提出

1 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式6による実績報告書正副2部を大臣又は地方農政局長等に提出しなければならない。

○家畜改良推進事業実施要領

第8 事業の実施状況の報告

実施要綱第7による本事業の実施状況の報告は、次に掲げるとおり、報告書をそれぞれ対応する期日までに、下表に掲げる報告先に、(1)については別記様式3、(2)については別記様式4により作成し、それぞれ提出し行うものとする。

7. 補助金の確定

○家畜改良推進事業費補助金交付要綱

第 12 補助金額の確定等

- 1 大臣又は地方農政局長等は、第 11 の 1 の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、事業実施主体に通知する。

別記様式

番 年 月 日
号 日

〇〇農政局長 殿

住所
称号又は名称
代表者氏名
印

家畜改良推進事業実施主体への応募について

家畜改良推進事業に係る公募要領の第9の1に基づき、別添のとおり応募します。

添付資料

〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

別添

家畜改良推進事業実施主体応募書

応募事業名	
-------	--

(注) 別表 1 の「事業及びメニュー」欄の事業名を記載する。

<p>受付番号</p> <p>※応募者は記入しないこと。</p>

1. 応募団体の概要

- ・次の項目について記載

事業実施主体			
申請者 (事業代表者)	フリガナ 氏 所 所 職 所属 所属 〒 住 所 TEL FAX	名 関 署 名 機 部 署 所 機 部 署 所 機 部 署 所	
会計担当者	フリガナ 氏 所 所 職 所属 所属 〒 住 所 TEL FAX メールアドレス	名 関 署 名 機 部 署 所 機 部 署 所 機 部 署 所	
事務連絡先	フリガナ 氏 所 所 職 所属 所属 〒 住 所 TEL FAX メールアドレス	名 関 署 名 機 部 署 所 機 部 署 所 機 部 署 所	

2. 事業執行体制について

- ・ 次の項目について具体的に記載
 - ① 事業を執行するための人員、事務処理体制、管理体制について
 - ② 組織のフロー図（既存の印刷物等のコピーでも可）

3. 事業執行方法について

- ・ 次の項目について具体的に記載
 - ① 取組内容、執行手法は明確であるか。

4. 事業計画等について

- ① 事業実施計画等が適当であるか。
→ （記載不要（事業実施計画書その他申請書類を添付））
- ・ 次の項目について具体的に記載
 - ② 事業実施計画等の的確な策定（事業内容、事業費等）及び事業実施・点検の進め方について

5. 補助金管理体制について

- ・ 次の項目について、具体的に記載
 - ① 会計規程の整備及び執行体制について
 - ② 現在の財務状況について

6. 過去3カ年に交付決定取消を受けていないか

- ・ 受けていない場合は、右の□に✓を記入

(注)内容は追加的に照会する必要がないよう、公募要領における審査の観点を踏まえ、具体的に記入すること。(特に枚数は問わない。)

別記様式 1

年 月 日

農林水産省生産局長 殿

〇〇農政局長 殿

北海道においては北海道農政事務所長
 沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名

代表者

印

平成〇〇年度家畜改良推進事業実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、家畜改良推進事業を下記のとおり実施したいので、家畜改良推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第2465号農林水産事務次官依命通知）第4の1（第4の2）に基づき、（変更）承認申請します。

記

1 事業の種類

（注）実施要領第7の1の事業の種類を記入する。

2 事業の目的（変更理由）

3 事業の内容

（注）別添 I - 1 ~ 4 の該当事業の実施計画書を添付する。

4 事業に要する経費及び負担区分

区分	内容	事業費 ① = ②+③ 円	負担区分		備考
			補助金② 円	事業実施 主体③ 円	
		円	円	円	
合計					

（注） 1 区分欄の事業は、該当する事業を記入すること

2 内容欄は、区分ごとに実施する事業の内容を具体的に記載すること。

5 事業実施予定期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年度家畜改良推進事業実施計画(優良遺伝資源の活用)

(単位：円)

1. 優良遺伝資源活用推進会議の開催計画(又は実績)

回数	開催時期	場所	参加人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注)積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

2. 優良受精卵等の導入計画(又は実績)

(1) 優良受精卵の導入

(単位：円)

方法	内容	個数	導入の理由	導入の効果	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

- (注) 1 積算根拠は、受精卵の個数、納入単価、消費税を供卵牛1頭ごとに個体識別番号(輸入受精卵であつては登録番号)とともに記述すること。
 2 事業費は、受精卵の納入価格、消費税の合計額を記載すること。
 3 補助金は、受精卵1個当たりの納入価格の1/2と50,000円のいずれか低い額を記載すること。
 4 備考欄に、供卵牛の品種、交配種雄牛の品種及び略号を記載すること。

(2) 性判別優良受精卵の導入

(単位：円)

方法	内容	個数	導入の理由	導入の効果	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

- (注) 1 積算根拠は、受精卵の個数、納入単価、消費税を供卵牛1頭ごとに個体識別番号(輸入受精卵であつては登録番号)とともに記述すること。
 2 事業費は、受精卵の納入価格、消費税の合計額を記載すること。
 3 補助金は、受精卵1個当たりの納入価格の1/2と65,000円のいずれか低い額を記載すること。
 4 備考欄に、供卵牛の品種、交配種雄牛の品種及び略号を記載すること。

別添 I - 2

平成〇〇年度家畜改良推進事業実施計画（高生産性新規種雄牛早期利用促進）

高生産性能力種雄牛産子の肥育成績等を提供する取組の計画

実施時期	内容	補助率又は額	対象牛の 父牛の名号	頭数	備 考
	肉用牛改良基盤の強化のため、産肉情報及び血統・登録情報を提供する場合の奨励金	1頭当たり 20千円以内			

別添 I - 3 - ①

平成〇〇年度家畜改良推進事業実施計画（ア血縁構築を図るための基準豚導入）

1 事業実施主体名

2 事業実施主体の概要

構成員名	住 所	飼 養 頭 数			前年度出荷 頭数（実績）
		主な経営 形態	子取り用 雌豚頭数	種雄豚	
			頭	頭	頭
			頭	頭	頭
計	（ 人）		頭	頭	頭

- (注) 1 「主な経営形態」欄には、種豚生産、子取り、肥育、一貫経営の区分を記載する。
 2 子取り用雌豚は、生後6カ月以上で、子豚を生産することを目的として飼養している雌豚とする。
 3 「構成員名」の欄には、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、公社（地方公共団体等が構成する法人をいう。）、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人にあっては、種豚導入者を記載する。

3 豚改良推進

(1) 豚改良推進計画

現状の課題	本事業での具体化策	平成29年度目標

(注) 豚改良及び生産体制に係る現状の課題とそれに対して、本事業でどのように取り組み、具体的な対策を講じるかについて課題別に記入すること。また、平成29年度目標については、改良に係る事項について可能な限り数値目標を記入すること。

(2) 遺伝的能力向上の推進

種豚の導入計画

構成員名	品種	海外導入種豚			国内導入種豚			計			事業費 (円)	負担区分	
		雄 (頭)	雌 (頭)	計 (頭)	雄 (頭)	雌 (頭)	計 (頭)	雄 (頭)	雌 (頭)	計 (頭)		補助金	その他
合計													

- (注) 1 一構成員が複数品種を導入する場合は、品種ごとに記入すること。
 2 実績報告書の提出時には、一般社団法人日本養豚協会が発行する子豚登記証明書、種豚登録証明書又は血統能力証明書の写し、種豚購入伝票の写し等を添付すること。また、事業実施の翌年度分の報告からは構成員ごとの遺伝的能力評価結果の写しを添付すること。

1. 遺伝的能力評価に必要な生産性データの収集計画 (又は実績) (単位:円)

方法	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合計					

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

別記様式 1

平成〇〇年度家畜改良推進事業費補助金
交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

実施要綱別表の 1 の (1) のイ、
(2) のイ及び (3) のイ、2 並び
に 3 の (2) 及び (3) の事業にあ
っては農林水産大臣、1 の (1) の
ア、(2) のア及び (3) のア並びに
3 の (1) の事業にあっては事業実
施主体が沖縄県に所在する場合は内
閣府沖縄総合事務局長、北海道に所
在する場合は北海道農政事務局長、
その他都府県に所在する場合は当該
区域を管轄する地方農政局長

住 所
事業実施主体名称
代表者の役職及び氏名 ⑩

平成〇〇年度において、下記のとおり家畜改良推進事業（〇〇〇〇〇※）を実
施したいので、家畜改良推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生
畜第2466号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定により、多様な畜産・酪
農推進事業のうち家畜改良推進事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）

※ （〇〇〇〇〇）には、別表の事業内容の事業名を記載する。

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (a)+(b)	負担区分		備考
		国庫補助金 (a)	自己資金 (b)	
	円	円	円	

※ 区分の欄は、別表の経費欄の事業名を記載する。
 ※ 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円のうち国費〇〇〇円」）を記入すること。

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算(又は精算)
 (1) 収支の部

区分	本年度 予算額 (又は本年度 精算額)	前年度 予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 自己資金					
合計					

(2) 支出の部

区 分	本年度 予算額 (又は本年度 精算額)	前年度 予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減額		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

※ 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付資料

- (1) 事業実施主体の定款、規約等
- (2) 実績報告書の場合、領収書の写し等の証拠書類
- (3) その他（別途生産局長が指示する資料）

別記様式 5

平成〇〇年度家畜改良推進事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

実施要綱別表の1の(1)のイ、
(2)のイ及び(3)のイ、2並び
に3の(2)及び(3)の事業にあ
っては農林水産大臣、1の(1)の
ア、(2)のア及び(3)のア並びに
3の(1)の事業にあっては事業実
施主体が沖縄県に所在する場合は内
閣府沖縄総合事務局長、北海道に所
在する場合は北海道農政事務局長、
その他都府県に所在する場合は当該
区域を管轄する地方農政局長

住 所
事業実施主体名称
代表者の役職及び氏名 ㊞

平成〇年〇月〇日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、家畜改良推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2466号農林水産事務次官依命通知）第10の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

(注) 1. 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

2. 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式 6

平成〇〇年度家畜改良推進事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

実施要綱別表の1の(1)のイ、
(2)のイ及び(3)のイ、2並び
に3の(2)及び(3)の事業にあ
っては農林水産大臣、1の(1)の
ア、(2)のア及び(3)のア並びに
3の(1)の事業にあっては事業実
施主体が沖縄県に所在する場合は内
閣府沖縄総合事務局長、北海道に所
在する場合は北海道農政事務局長、
その他都府県に所在する場合は当該
区域を管轄する地方農政局長

住 所
事業実施主体名称
代表者の役職及び氏名 ⑩

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、家畜改良推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22生畜第2466号農林水産事務次官依命通知）第11の1の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として家畜改良推進事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式1に準ずること。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写しを添付すること。
また、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があった場合、変更内容を添付すること。

別記様式4

平成〇〇年度家畜改良推進事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長

〇〇農政局長 殿

北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長

住 所

団体名

代表者氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第 号で補助金交付決定通知のあった家畜改良推進事業については、下記のとおり実施したので、家畜改良推進事業実施要領第8の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の種類

(注) 実施要領第8の(2)の事業の種類を記入する。

2 事業の目的

3 事業の内容

(注) 事業計画書の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

区 分	交付決定額	実績額 ①	概算払額 ②	精算額 ①－②
合 計				

5 事業開始及び完了年月日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

6 添付資料

家畜購入を証する書類、諸経費を証する書類、貸付契約書（写し）

第2の1の（3）のイについては、協議会において導入する基準豚の条件について定めた事項が分かる書類（決議書、議事録等）

別記様式5

平成〇〇年度家畜改良推進事業（優良遺伝資源の活用）に係る事業実施後の報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長

住 所

団体名

代表者氏名

印

平成〇〇年度家畜改良推進事業（優良遺伝資源の活用）に係る事業実施後の報告について、家畜改良推進事業実施要領第8の1の規定に基づき、別添のとおり報告します。

導入受精卵等管理台帳

検定組合等名：
担当技術者名：

1 優良受精卵の導入
(事業実施年度:平成 年度)

品種	導入元	供卵牛		交配種雄牛		受精卵 証明書 番号	受卵牛			産子			備考	
		名号	登録番号	名号	登録番号		移植年 月 日	個 体 識 別 番 号	飼 養 者	妊 否	生 年 月 日	性 別		個 体 識 別 番 号
	〇〇県													
	〇〇国													

(注) 流産、死産等についてはその旨を備考に記載すること。
流産あるいは死産の場合であっても、できるだけ性別は確認し記載すること。
輸入受精卵の場合には、供卵牛の個体識別番号の欄には海外産供卵牛の血統登録番号を記載すること。

2 優良性別別受精卵の導入
(事業実施年度:平成 年度)

検定組合等名：
担当技術者名：

品種	導入元	供卵牛		交配種雄牛		受精卵 証明書 番号	受卵牛			産子			備考	
		名号	登録番号	名号	登録番号		移植年 月 日	個 体 識 別 番 号	飼 養 者	妊 否	生 年 月 日	性 別		個 体 識 別 番 号
	〇〇県													
	〇〇国													

(注) 流産、死産等についてはその旨を備考に記載すること。
流産あるいは死産の場合であっても、できるだけ性別は確認し記載すること。
輸入受精卵の場合には、供卵牛の個体識別番号の欄には海外産供卵牛の血統登録番号を記載すること。

別記様式6

平成〇〇年度家畜改良推進事業（高生産性新規種雄牛早期利用促進）に係る事業実施後の
報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長

住 所

団体名

代表者氏名

印

平成〇〇年度家畜改良推進事業（高生産性新規種雄牛早期利用促進）に係る事業実施後の報告について、家畜改良推進事業実施要領第8の2の規定に基づき、別添のとおり報告します。

別記様式6の別添

高生産性能力系統子牛を肥育する者に対する奨励金の実績

肥育者氏名 及び 肥育者コード	対象牛					備 考
	個体識別番号	生年月日	父牛の名号	出荷予定 年月日	出荷年月日	

(注) 初年度の実績報告時には、対象牛の子牛登記書の写しを添付すること。

別記様式7

平成〇〇年度家畜改良推進事業（ア血縁構築を図るための基準豚導入又はイ広域的な遺伝的能力評価推進）に係る事業実施後の報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

〇〇農政局長 殿

〔北海道においては北海道農政事務所長
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

住 所

生産者集団名

代表者氏名

印

平成〇〇年度家畜改良推進事業（ア血縁構築を図るための基準豚導入又はイ広域的な遺伝的能力評価推進）に係る事業実施後の報告について、家畜改良推進事業実施要領第8の3の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「平成〇〇年度家畜改良推進事業（ア血縁構築を図るための基準豚導入又はイ広域的な遺伝的能力評価推進）に係る計画達成状況」のとおり

(注) 1 別添I-3の様式に準じ、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を括弧書きし、下段に実績を記入すること。

2 補助を受けて導入した種豚及び当該種豚から生産される産子の遺伝的能力評価データに関する書類を添付すること。